

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく  
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和7年8月31日に取扱い（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号  
有限会社あさひ産業

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

下記掲載のとおり、表面に有限会社あさひ産業、裏面に有限会社あさひ産業本社の住所、電話番号が記載されている額面1千円、3千円、5千円、1万円、2万円の給油プリペイドカード



○払戻しの申出期間

令和7年9月1日（月）～令和7年11月30日（日）

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、  
当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

## ○申出の方法及び払戻しの方法

有限会社あさひ産業本社に給油プリペイドカードを持参してください。確認の上、その場で現金と交換いたします。（但し、平日の9時～17時の間）

### ※持参できない場合

・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を有限会社あさひ産業本社（電話0858-23-2241）までご連絡ください。

・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と給油プリペイドカード払戻申請書を郵送します。払戻申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に残高のあるプリペイドカードを同封のうえ、有限会社あさひ産業本社宛に返信してください。返信された払戻申請書記載内容と残高のある給油プリペイドカードを確認し、指定口座へ給油プリペイドカードの残高の合計金額を振込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。）

なお、郵送での申出の場合は払戻し期間の最終日（令和7年11月30日（日））の消印のものまでが有効となります。

・明記された個人情報は、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

・残高の確認方法は、カード読み取り機にカードを入れ、その表示された金額を返金いたします。

## ○払戻しに関する問い合わせ先

・有限会社あさひ産業本社

〒682-0035 鳥取県倉吉市広栄町924-3 TEL (0858) 23-2241

※受付時間は、平日午前9時から午後5時まで（土日祝は除く）